

事務事業名		訪問理美容サービス助成支援事業		☐ 実施計画登載事業 ☐ 総合戦略登載事業	
政策体系	政策名	02 安心が確保されたまちづくりの推進		事業期間	
	施策名	12 高齢者支援の充実		☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 (開始 平成12 年度～)	
	基本事業名	03 福祉サービスの充実		☐ 期間限定複数年度 【計画期間】 年度～ 年度 ※全体計画欄の総投入量を記入	
根拠法令		老人福祉法(第5条第3項)		予算科目 会計 款 項 目 事業 01 03 01 03 58	
所属	部課名	生活福祉部長寿社会課		事務事業区分	
	課長名	金野 高之		A 政策事業 B 施設整備	
	係名	高齢者福祉係	電話 26-2943	C 施設管理 D 補助金等	
	担当者	大川 瑞生	内線 直通	E 一般(A～D以外)	
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述) ・老衰、心身の障害及び傷病等の理由により、理美容院等に出向くことが困難な65歳以上の高齢者に対して、居家で手軽にこれらのサービスを受けられるようにするため、訪問による理美容サービスを利用した場合の料金の一部を助成する。 ・助成対象者1人につき、1回2,000円の助成。(年度内2回まで) ・申請者は、理容院、美容院から訪問による理美容サービスを利用した後、住んでいる地域の担当民生委員から当該事業の対象者である証明として署名と押印をもらい、市に申請書を提出。市で対象者が該当するかどうか審査し、決定後は申請者へ決定通知書を送付。申請者の指定口座に助成金を振込む。 ・事業費は当該助成金である。					
全体計画(※期間限定複数年度のみ) 総投入量(千円) 事業費 財源内訳 国庫支出金 都道府県支出金 地方債 その他 一般財源 事業費計(A) 0 正規職員従事人数 延べ業務時間 人件費計(B) 0 トータルコスト(A)+(B) 0					

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標		(5) 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)	
① 手段(主な活動)		名称 単位	
前年度実績(前年度に行った主な活動)		ア 申請件数 件	
申請に対して対象者が該当するかどうか審査。決定後は申請者へ決定通知書を送付し、指定口座に助成金を振込む。		イ	
今年度計画(今年度に計画している主な活動)		ウ	
前年度に同じ。			
② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等		(6) 対象指標(対象の大きさを表す指標)	
市内に居住する65歳以上の高齢者であって、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により寝たきり等の状態にあり、理容院又は美容院に出向くことが困難な者。		名称 単位	
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)		カ 申請者数 人	
対象者の衛生環境を向上させる。		キ	
④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか)		ク	
自立して日常生活をおくってもらう。		(7) 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)	
		名称 単位	
		サ 助成件数 件	
		シ	
		ス	

(2) 総事業費・指標等の推移										
			年度	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(目標)	31年度(目標)	32年度(目標)	
投入量	事業費	単位								
		財源内訳	千 円							
		国庫支出金	千 円							
		都道府県支出金	千 円							
		地方債	千 円							
		その他	千 円							
	人件費	一般財源	千 円	14	12	12	20	20	20	
		事業費計 (A)	千 円	14	12	12	20	20	20	
		正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1	1	
		延べ業務時間	時 間	14	13	13	13	13	13	
人件費計 (B)			千 円	56	52	52	52	52		
トータルコスト(A)+(B)			千 円	70	64	64	72	72	72	
⑤活動指標			ア	件	7	6	6	10	10	10
			イ							
			ウ							
⑥対象指標			カ	人	5	3	5	10	10	10
			キ							
			ク							
⑦成果指標			サ	件	7	6	6	10	10	10
			シ							
			ス							

事務事業ID	0213	事務事業名	訪問理美容サービス助成支援事業
--------	------	-------	-----------------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？
寝たきり等の状態のため理容院又は美容院に出向くことが困難である高齢者及びその介護者から居宅で理美容サービスを受けたいとの要望があり、国庫補助金(在宅福祉事業費補助金)を活用し、平成12年度より実施した。

② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？
開始時期と比較し高齢化率は増加し、当事業の対象者数も増加傾向にある。
事業が始まった当初は、民生委員に担当地区の対象者を前もって報告してもらっていたが、日々変化する対象者の身体状況の把握は、民生委員の負担も大きいことから、現在は、申請段階で事業対象となるか審査する方法に変更している。国庫補助金は廃止され、現在は市単独事業として実施している。
なお、機構改革により、平成27年4月1日から担当課の課名が保健介護センターから長寿社会課に改められた。(平成23年度までは保健福祉課)

③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？
申請にかかる手続きが煩雑であり、ためらうとの声がある。

2 評価の部(SEE) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】	この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？ 当事業を実施することにより、理美容院に出向くことが困難な対象者は、衛生的で快適な在宅生活をおくれるようになり、自立支援と介護サービスの充実に結びつく。
	② 公共関与の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】	なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？ 当事業は理美容院に出向く事が困難であるため通常の理美容料金より料金のかさむ対象者の金銭的負担を減らし、衛生環境の向上を図るという福祉的側面が強く、寝たきり高齢者等の在宅生活の維持、介護者の負担軽減については市も責任を担うべきである。よって事業の継続が必要である。
	③ 対象・意図の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 適切である ⇒【理由】	対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？ 当事業は理美容院に出向く事が困難であるため通常の理美容料金より料金のかさむ対象者の金銭的負担を減らし、衛生環境の向上を図るという福祉的側面が強く、寝たきり高齢者等の在宅生活の維持、介護者の負担軽減につながる。
有効性 評価	④ 成果の向上余地	☒ 向上余地がある ⇒【理由】 ☐ 向上余地がない ⇒【理由】	成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？ 申請の手続きが煩雑であるとの声があり、申請様式と基準を明確かつ簡素化することで、成果向上の可能性がある。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響	☐ 影響無 ⇒【理由】 ☒ 影響有 ⇒【その内容】	事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？ 当事業を廃止した場合、対象者は訪問理美容費を全額負担することになり、申請者の金銭的負担が増加するため、寝たきり等の状態にある対象者の在宅生活の維持、介護者の軽減が図られなくなる。
効率性 評価	⑥ 事業費の削減余地	☒ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】	成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など) 助成額を一律2,000円から上限2,000円と設定することで、より適正な事業運営ができる。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】	やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずに正職員以外の職員や委託できないか？(アウトソーシングなど) 必要最低限の人員で対応している。所要時間については、対象者のサービス利用後の事務事業のみであり、申請者の審査や決定、支払等削除できないものがほとんどである為これ以上の削減は望めない。
公平性 評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】	事業の内容が一部の受益者に偏っている不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？ 訪問理美容費の助成は、訪問理美容を利用した際に掛かる費用の移動・出張に要する経費分であり、通常の理美容料金より費用がかさむ部分であるため、公正公平な配分と考えられる。 しかしながら、在宅重度要介護認定者数に比べ支給申請件数が極端に少ない実績となっているため、市民への当事業の周知がまんべんなく図られているかを確認する必要があるのではないかと考える。

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性 1 現状維持 2 改革改善(縮小・統合含む) 3 終了・廃止・休止	(2) 改革・改善による期待成果 左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。 (終了・廃止・休止の場合は記入不要) <table border="1"> <tr> <th></th> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th></th> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">成果</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>×</td> </tr> <tr> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>		コスト				削減	維持	増加	成果	●					×		×	×
	コスト																		
	削減	維持	増加																
成果	●																		
			×																
		×	×																
(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等 ・より適正な事業運営を行うため、助成額を一律2,000円から上限2,000円と設定する。 ・対象者の身体状況の把握は民生委員には実質困難であるため、申請が来た段階で介護度等を確認し審査しているが、より対象者の身体状況を把握しているケアマネ等からの確認を行うよう申請様式を変更を行う。 ・在宅重度要介護認定者数を考慮すると申請支給件数が少ないことから、広報や在宅介護支援センターなどを通じて事業内容の周知を図る。																			

4 課長等意見

(1) 今後の方向性 1 現状維持 2 改革改善(縮小・統合含む) 3 終了・廃止・休止	(2) 全体総括・今後の改革改善の内容 事務の執行は円滑かつ適切に行われている。高齢者等の在宅生活を支援するための事業であり、対象者が利用しやすいような制度とするよう配慮しながら、今後も事業を継続する。
--	---